

中部消費者教育論集(電子版)投稿規程及び執筆要領

日本消費者教育学会中部支部

1. (雑誌名・刊行予定)

中部消費者教育論集(電子版) (毎年9月末に公開予定)

2. (投稿者)

本誌に投稿できるのは、消費者教育学会中部支部会員とする。ただし、編集委員会が認めるときは、この限りではない。

3. (投稿内容)

投稿内容は、消費者教育に関する領域の学術論文の性格を有する論文とし、未発表のものに限る。

4. (掲載の可否)

投稿論文は、中部消費者教育論集編集委員会において委嘱された複数の査読者によって審査し、採否を決定する。

5. (使用言語)

原稿は、原則として和文または英文とする。

6. (原稿様式)

- (1) 原稿は、原則としてA4サイズ1段組で作成するものとし、ワード形式のデータファイルにて提出する。
- (2) 原稿は、挿入する図・表・写真等を含め、概ね14,000字以内とする。

7. (本文の標記法)

章・節等に用いる数字は、「I」、「1」、「(1)」の順にする。

8. (文献の記載要領)

- (1) 本文中での文献の記載は、引用箇所順次(),)等をつけた番号を入れ、本文の最後に文献リストを記載する。
- (2) 雑誌の場合、以下の要領でリストに記載する。
著者名：論文タイトル、雑誌名 [欧文の場合はイタリック]、巻数(号数)、
始めの頁-終わりの頁(発行年)
- (3) 単行本の場合、以下の要領でリストに記載する。
著者名：『書名』 [欧文の場合はイタリック]、発行社、発行地 [国外のみ]、
始めの頁-終わりの頁(発行年)

9. (要旨・キーワード)

原稿には、本文以外に必ず論文要旨(和文の場合600字以内、欧文の場合300語程度)を添付する。また、原稿には必ず、2~5語のキーワードを添付する。

10. (投稿手順)

- (1) 投稿を希望するものは、中部支部長にメールで「題名（英文も含む）」、「所属」および「氏名（英文）」を6月15日までに申込むものとする。
- (2) 投稿者は、7月5日までに完成した投稿論文のデータを投稿論文編集担当にメールの添付ファイルで提出する。
- (3) 投稿論文編集担当は、提出された投稿論文を統一した書式に編集し、投稿者にメールにて返送する。
- (4) 投稿者は、返送された書式統一後の投稿論文を確認し、訂正箇所がある場合は校正した論文原稿を、訂正がない場合は当該論文原稿（書式統一後の原稿）をそのまま中部支部長にメールの添付ファイルで提出する。
- (5) このデータを基に査読委員が審査を行い、論文掲載の採否及び種別（論文、研究ノート、資料等）を決定する。なお査読は2回までとする。

1 1. (その他)

- (1) 投稿料は、10,000円とする。投稿料は、6月15日までに中部支部長宛に支払うものとする。
- (2) 著者校正は、原則として1回行う。なお、校正の際の大幅な加筆・修正は認めない。
- (3) 中部論集に掲載された論文の著作権（著作権法27条及び28条に規定する権利を含む）は、日本消費者教育学会中部支部に帰属するものとする。採択が決まった論文の提出時には、著作権譲渡合意書を提出すること。ただし、著者は自著やWebサイト等への転載を中部支部の許可なしに行うことができる。その場合には、転載先に出典を明記するものとする。
- (4) 本誌に掲載された論文等は、各冊の発行後速やかに、原則オンライン上でのオープンアクセスに供すものとする。
- (5) 編集委員（投稿論文編集担当を含む）及び査読委員は、中部支部長が指名する。